

(資料3)

身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会報告書  
(イメージ)

平成18年5月

## はじめに

身体障害者補助犬法は、良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とし、平成14年5月に制定され、同年10月に施行され、約3年が経過したところである。

法律の附則では、施行後3年を経過した場合において、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨定められている。

このため、法施行後における補助犬の社会での受入や普及啓発などの身体障害者補助犬法の施行状況について、補助犬に携わる関係者のそれぞれの立場から意見を伺い、今後どのような取り組みが有効か本検討会で検討することとしたものである。

本検討会は、これまで3回にわたって議論を重ねてきたところであるが、今般、身体障害者補助犬法の施行状況や関係団体からの意見・要望、それに対する検討会の意見を取りまとめたのでここに報告する。

## 1. 身体障害者補助犬法の施行状況

### (1) 訓練事業者の推移

身体障害者補助犬を育成する訓練事業者は、法施行後の平成15年4月時点で、介助犬2団体、聴導犬1団体、盲導犬9団体の計12団体であったものが、平成18年3月1日現在で、介助犬22団体、聴導犬19団体、盲導犬9団体の計50団体となっている。

なお、介助犬と聴導犬を併せて育成している事業者が14団体あることから事業者数は36団体である。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	2団体	14団体	20団体	21団体	22団体
聴導犬	1団体	8団体	15団体	17団体	19団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体
計	12団体	31団体	44団体	47団体	50団体

### (2) 指定法人数の推移

指定法人は、身体障害者補助犬として育成された犬が他人に迷惑を及ぼさないことや適切な行動を取る能力があることを認定する法人であるが、平成16年4月時点で、介助犬4団体、聴導犬3団体、盲導犬9団体であったものが、平成18年3月1日現在では、介助犬5団体、聴導犬5団体、盲導犬9団体となっている。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	—	4団体	5団体	5団体	5団体
聴導犬	—	3団体	5団体	5団体	5団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体

※盲導犬は、従前から道路交通法により認定制度が存在していたこと等を勘案し、経過措置(法附則第2条)により、当分の間、従来どおり国家公安委員会が指定した法人が認定を行うものとされている。

### (3) 身体障害者補助犬の実働頭数及び待機数

身体障害者補助犬として指定法人から認定された後に、実働している頭数は、平成16年10月時点で、介助犬19頭、聴導犬8頭、盲導犬948頭(16年3月末)であったものが、平成18年3月には、介助犬30頭、聴導犬11頭、盲導犬957頭(17年3月末)となっている。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	34	40	19	28	30
聴導犬	13	17	8	10	11
盲導犬	927(※1)	948(※2)		957(※3)	

※1 H15.3.31現在 ※2 H16.3.31現在 ※3 H17.3.31現在

身体障害者補助犬を希望する者のうち、自治体による育成事業等の助成を待機している者は、平成17年8月末現在で、盲導犬124人、介助犬4人、聴導犬3人となっている。(厚生労働省アンケート結果)

### (4) 身体障害者補助犬に対する社会の理解

訓練事業者30団体中20団体、指定法人4法人中全法人、61自治体中49自治体が、身体障害者補助犬に対する社会の理解は進んだと評価している。(厚生労働省アンケート集計結果)

### (5) 補助犬の受入れ

使用者団体が行ったアンケートによれば、一部に同伴の受入拒否があるとの結果がでている。

また、研究者などの発表資料によれば、身体障害者補助犬の受入れに対

する意識は、法律施行後向上しているものの、一部には消極的な施設もあるとの結果が出ている。

#### (6) 普及啓発

- ・ 厚生労働省の取り組みは、ポスター、パンフレット、リーフレット、ステッカーの配布や政府広報、ホームページの公開、受入マニュアルの配布等をこれまでに行ってきた。
- ・ 訓練事業者の取り組みは、学校や地域イベント等への参加、セミナー、シンポジウム等の開催を中心としたものとなっている。(厚生労働省アンケート集計結果)
- ・ 自治体の取り組みは、ポスター・リーフレット、ステッカー等印刷物の掲示・配布、セミナー、シンポジウム等の開催、自治体広報誌等での広報が主なものとなっている。(厚生労働省アンケート集計結果)

#### (7) 相談窓口

補助犬使用者又は住民等から補助犬に関する相談や苦情があった場合の自治体の対応は、61自治体のうち補助犬を担当する課が48自治体、委託先が5自治体、その他8自治体となっている。

また、市町村又は福祉事務所等で相談や苦情に対する体制をとっている自治体は61自治体中11自治体であり、他の自治体は県の本庁で対応している。(厚生労働省アンケート結果)

## 2. 検討課題

本検討会の検討課題については、第1回目の検討会において、次のとおり整理された。

[補助犬の社会での受入れに関すること]

- 法を遵守しない場合の指導、罰則について
- 法に関する事項にかかる相談機関（体制）の整備について
- 事業所又は事務所、住宅への補助犬の受入義務化について

[補助犬の普及啓発に関すること]

- 法及び補助犬に関する啓発の推進について
- 使用者の義務、マナー等の周知方法について

## 3. 検討課題に係る関係団体からの意見・要望と検討会としての意見

### (1) 補助犬の社会での受入れに関すること

#### ① 法を遵守しない場合の指導、罰則について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 悪質な補助犬受入れ拒否業者に対する罰則規定の新設
- ・ 法の性格上、罰金や懲役的な罰則は馴染まないと考える。そこで、受入れを拒否した場合の個人名や法人名あるいは施設名の公表を行うこととしてはどうか。
- ・ 法が周知されてない現状があり、罰則を設けるのは時期尚早ではないか。設けるとしても2～3年の周知期間が必要。
- ・ 保健所による受入れに関する指導や研修会等の実施

(検討会としての意見)

～

② 法に関する事項にかかる相談機関（体制）の整備について

（関係団体からの主な意見・要望）

- ・ 受入れ拒否に関する苦情申立て救済機関、調整窓口等の設置

（検討会としての意見）

～

③ 事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について

（関係団体からの主な意見・要望）

- ・ 民間の事業所、事務所、住宅、学校等の受入れについて、努力規定から義務規定へ。
- ・ 受入れ経験を積むことで理解が深まる。
- ・ 外食は様々な形態があり、店舗の大きさや構造も千差万別であるため、全て同じような対応は難しいということを理解して欲しい。狭い店舗では補助犬の居場所がない、高級レストランでは同伴の犬がいることで雰囲気損なわれるのではないかと気にするところもある。一律でなく、店舗の特性に合わせた対応がされるべきと思う。
- ・ 店舗としては、補助犬を受け入れる意向はあるが、他のお客様から衛生的に問題があるから同伴させないで欲しいと言われることもあり、受入側だけでなく一般の人々にも衛生面での安心感を与えるようなPRが必要。
- ・ 法第11条を強化することに意見はないが、同条で定める住宅が

マンションである場合は、同条の効力とマンションの管理規約の効力に関し指針等を公表していただければ幸い。

(検討会としての意見)

～

## (2) 補助犬の普及啓発に関すること

### ① 法及び補助犬に関する啓発の推進について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 法の積極的周知が必要。
- ・ 補助犬について、全く理解していないため「通常のペット犬」や「野犬」と同様扱いで施設への「入場・入店・入室」を拒否された場合が、ほとんどであること。
- ・ 本来受け入れられるべきなのは、「補助犬ユーザー」であり、そのような視点がまだまだ足りない。
- ・ 補助犬と補助犬ユーザーを見ていただくことが、補助犬への理解を深めるためには最短の近道であるため、育成団体、補助犬ユーザーによる啓発活動がより重要であり効果的。
- ・ 国、都道府県等の積極的な普及啓発を望む。
- ・ 補助犬使用者がタクシーを利用することについて、運転者だけでなく、一般利用者にも周知し、お互いが身近な存在として受け入れられる環境づくりが必要。
- ・ 子供たちへの啓発を積極的に働きかけていくべき。  
犬嫌いの人たちにも補助犬と視覚障害者を受け入れられる啓発が必要。



(検討会としての意見)

～

② 使用者の義務、マナー等の周知方法について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 補助犬ユーザーの補助犬の適切な管理により信頼を高める。
- ・ 使用者としての自覚を高め、その責務遂行能力の向上を図ること。
- ・ 使用者教育の仕組みが必要。

(検討会としての意見)

～

4. 関係団体からのその他の意見・要望で主なもの

第2回目の検討会における関係団体からの意見・要望のうち、検討課題以外の主なものは、次のとおりである。

- ・ 本法の本旨は、「身体障害者の社会参加機会拡大」にあることから、法の名称を「身体障害者社会参加推進法」に改めて欲しい。
- ・ 「自立、社会参加」が困難な局面においても、すべてを行政機関や他の専門家に頼るのではなく、自分たちに何ができるのかを、何をすべきかを模索することから始まる。
- ・ 訓練事業・認定事業の更なる専門性の確保による補助犬の資質向上。
- ・ 訓練犬（PR犬）の同伴許可。